

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた地方への要請について

1 これまでの経過

25.1.15	国と地方の協議の場	国(麻生副総理)から地方公務員の給与を引き下げよう地方6団体へ正式要請。この問題は、引き続き総務大臣預かりへ。
25.1.22	総務大臣・地方6団体会合	総務大臣から地方6団体へ、地方公務員給与削減について協力するよう説明。
25.1.23	全国知事会	総務大臣が出席し、各団体首長にむけて地方公務員給与削減について協力するよう説明。 会議後、総務大臣あてに、知事会としての意見を書簡で提出。
25.1.24	給与閣僚会議・閣議決定	地方公務員の給与を国家公務員の措置に準じて速やかに引き下げよう、要請する旨の閣議決定がなされる。
25.1.25	総務大臣・地方6団体意見交換会	総務大臣から、地方公務員給与の取扱について、①減額は25.7からとしたい、②給与費削減分の見合いの事業費を地財計画に計上したい、との財務省との調整方針が説明される。
25.1.27	大臣折衝・地財最終決着 地方6団体共同声明	総務大臣の提案を取り入れる形で決着。 地方6団体が共同声明で遺憾の意を表明。
25.1.28	給与改定通知	閣議決定された要請内容を各自治体首長あてに総務大臣から通知。
25.2.1	全国財政課長会議	地財対策にかかる説明会実施。
25.2.13	全国総務部(局)長会議	給与引き下げ要請の趣旨、減額実施内容について総務省から各地方自治体向けの説明会実施。
25.2.22	高知県当初予算案公表	H25 当初予算における財源不足は、約101億(退手債40億除く)対前年比、一般財源は約35億、地方交付税は約11億の減。

2 要請の趣旨

公務員の給与改定に関する取扱い等について(抜粋)

〔平成25年1月28日付総行給第1号〕
総務大臣通知

また、各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところですが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要 (平成24年法律第2号)

平成23年9月30日付けの人事院勧告に鑑み、給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるもの

I 人事院勧告に係る給与改定

- 1 俸給月額引下げ 平均▲0.23%
※ 平成23年4月から法施行までの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整
- 2 経過措置額を平成26年4月に全額廃止、それを原資に昇給回復措置
(平成24年4月、平成25年4月は自然減少分を原資に昇給回復措置)
- 3 特別職給与法及び防衛省職員給与法の適用者についても、一般職に準じて改定

II 給与減額支給措置 (措置期間：平成24年4月～平成26年3月末)

1 一般職給与法適用者

(1) 俸給月額

- ① 本省課室長相当職員以上 (指定職、行(一)10～7級) ▲9.77%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員 (行(一)6～3級) ▲7.77%
- ③ 係員 (行(一)2、1級) ▲4.77%

その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

- (2) 俸給の特別調整額 (管理職手当) 一律▲10%
- (3) 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- (4) 委員、顧問、参与等の日当 上限額を▲9.77%
- (5) 地域手当等の俸給月額に連動する手当 (期末・勤勉手当を除く。) の
月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

2 特別職給与法適用者

(1) 俸給月額等

- ① 内閣総理大臣 ▲30%
- ② 国務大臣クラス・副大臣クラス ▲20%
- ③ 大臣政務官クラス、常勤の委員長等・大公使等 (②以外の者) ▲10%

(2) 期末手当

- ① 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス 俸給月額の支給減額率と同じ
- ② ①以外の者 一律▲9.77%

- (3) 非常勤の委員等の日当 上限額を▲9.77%

- (4) 秘書官 一般職給与法適用対象者に準じて措置

3 防衛省職員給与法適用者

- (1) 俸給月額等 一般職の国家公務員と同様の減額措置を実施

(2) 給与減額支給措置の特例について

自衛官 (将・将補 (一) を除く。) 並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、平成24年4月1日から6月を超えない範囲内で政令で定める期間における給与減額支給措置の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

4 その他

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応